

令和7年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県 町 村 会

令和7年度国・県の施策及び予算に関する提案・要望について

町村自治の振興に対しましては、平素から格別のご高配とご指導を賜り深く感謝申し上げます。

我々14町村は、人口規模、高齢化率、行政面積、地理的条件などその条件に違いこそありますが、山梨県が目指す「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」に呼応し、人口減少による危機を突破するため、住民生活に直結する様々な施策に積極的に取り組みながら、それぞれが厳しい財政状況の中、足元を固めつつ、未来を見据えた行政運営に日々努めております。

県におかれましては、県民の生活基盤を強化する「ふるさと強靱化」及び多様な個性が集い活躍する「『開の国』づくり」の2つの柱の下、家庭・子育て・介護のパッケージによる切れ目のない支援と防災・減災対策などソフト・ハードの両面から社会基盤を強化するとともに、自然首都圏の創出等による県内全域の高付加価値化、新たな挑戦とその実現を支援し新事業を創出するための施策等を展開されています。

町村におきましても、住民が豊かさを感じ、共に暮らし続けることができる「豊かさ共創社会」の実現に向け、引き続き県と一体となって量・質・面から山梨らしい豊かさを築いていくため、個性と潜在能力を発揮し、地域の魅力と価値を高める施策をさらに進めていかなければなりません。

本提案・要望は、町村にとりまして重要かつ緊急な課題を取り上げております。

令和7年度予算編成及び各種施策の具体化に当たっては、町村の実情をご理解いただき、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年8月9日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県町村会 会長 長 田 富 也
(道志村長)

副会長	塩 澤	浩	(昭和町長)
同	山 崎	泰 洋	(西桂町長)
	遠 藤	浩	(市川三郷町長)
	辻	一 幸	(早川町長)
	望 月	幹 也	(身延町長)
	佐 野	和 広	(南部町長)
	望 月	利 樹	(富士川町長)
	大 森	彦 一	(忍野村長)
	高 村	正一郎	(山中湖村長)
	小 林	茂 澄	(鳴沢村長)
	渡 辺	英 之	(富士河口湖町長)
	船 木	直 美	(小菅村長)
	木 下	喜 人	(丹波山村長)

令和7年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

1	地方分権改革の推進について	1
2	町村自治の確立について	2
3	町村税源の充実強化について	4
4	地方交付税制度の充実・堅持について	5
5	地方債の充実改善について	6
6	町村におけるDX推進への支援について	7
7	情報通信基盤の整備促進等について	8
8	大規模災害への対応支援について	9
9	過疎地域における医療の確保について	11
10	こども・子育て支援の強化について	12
11	農業・農村振興の推進について	13
12	高速自動車国道の整備について	14
13	学校給食の無償化について	15
14	教員の確保について	16

1 地方分権改革の推進について

- (1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限移譲及び規制緩和の推進を図るよう国に働きかけること
- (2) 義務付け・枠付けの廃止及び縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化並びに条例制定権の拡大を進めるとともに、町村が条例化に向けた検討を行えるよう適切な情報提供について国に働きかけること
- (3) 町村へ事務及び権限を移譲する際は、財源不足が生じないよう人件費を含め必要な財源を確保するとともに、必要な支援を行うよう国に働きかけること
- (4) 「地方分権改革に関する提案募集方式」による地方の提案については、可能な限り実現を図るよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 町村が魅力あふれる地域を創るためには、自らの判断と発想により個性を活かした地域づくりのできる仕組みが必要であり、地方分権改革の推進は、地方創生においても極めて重要なテーマである。
- 機関委任事務制度の廃止、国の関与の法定化等に始まる地方分権改革の流れは、地方に対する規制緩和、事務・権限の移譲等国の主導による改革から、地方の発意に根差した改革として導入された地方分権改革に関する提案募集方式へと進展している。
- その成果は、第14次までの分権一括法により、事務事業・予算執行の合理化、支障事例の改善、行政サービスの向上等の制度改正として実現しており、今や都道府県を含め全国の市町村が地域課題の解決のために提案し、地方の声が直接届く有効な手法として取り組んでいる。
- 町村が自主性・自立性を発揮し、更なる地方創生や地域に応じた行政サービスを着実に進めていくためには、権限移譲、規制緩和、義務付け・枠付けの廃止・縮小等が求められるが、権限を移譲する場合には、その財源が不足しないよう人件費を含めた財源を一体的に移譲することが必要である。

2 町村自治の確立について

- (1) 近隣自治体間の人材の確保に影響を与える地域手当について、支給地域や割合等地域の実情を反映した必要な見直しを行うとともに、超過を理由とする特別交付税の減額措置を廃止するよう国に働きかけること
- (2) 住民等への各種給付金事業は、地方の意見を踏まえた制度設計を行い、支払対象や方法等の具体的内容を早期に示すとともに、方針変更や対象追加による人的・財政的負担が事務主体となる町村に生じないように国に働きかけること
- (3) 国の制度の創設、拡充等に当たっては、町村の裁量の確保に十分配慮するとともに、補助金・交付金の申請手続の簡素化及び様式の統一化を進め、町村の事務負担の軽減を図るよう国に働きかけること
- (4) 町村への調査・照会に当たっては、制度・事業の改善に資するよう必要性や回答期限、重複項目等その内容を精査し、提出済データに係る係数処理や割合計算による事務負担によって町村の行政サービスに支障をきたさないよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 町村は、住民に一番身近な行政体として自主的かつ総合的な役割を担っており、地域に応じた様々な行政サービスを安定的に行うマンパワーを維持・確保しなければならない。労働人口の減少や人手不足で人材確保が難しくなる中、職員の採用・確保に当たっては、近隣自治体間で影響のある地域手当に関し、人事院が示した支給地域の「大きくくり化」や支給割合の超過に伴う交付税の減額措置等、地域の実情や町村の意見を十分に踏まえた必要な見直しが求められている。
- 出産・子育て応援交付金の現金給付への方針変更や低所得者子育て世帯等への段階的な追加給付等、国策的な事業では、支払事務の主体となる町村における住民サービスの支障と過度の負担が生じないように、地方の意見を踏まえた制度設計及び早期かつ具体的な事務手続の提示に加え、所要の財政措置を講じることが求められる。

- 制度の創設、拡充等に伴う新たな計画の策定や専任職員の配置など全国一律的に義務付けを求めるものは、人的・財源面で制約のある町村では負担が大きい。国は、町村が果たしてきた役割や実績を十分に認識し、その実情と裁量に十分配慮するとともに、補助金・交付金の申請手続の簡素化や様式の統一化により町村の事務負担を軽減し、住民サービスや行政効率に支障が生じないような措置が望まれる。
- 国からの調査・照会は、職員の負担につながるため、その必要性のほか、重複する事項や回答の内容・期限も精査し、適切で意義あるものにするのが強く望まれる。特に、介護保険関連では、委託先が異なるためか調査間で同じテーマも多く回答が重複し、職員や事業関係者の負担が大きい。また、国保関連では、一連・数回の調査で同じ項目数値の係数処理や割合計算を行う負担が生じることから、報告数値や提出済データ等町村から収集したデータを効率的に運用・処理することにより事務の軽減を図ることが望まれる。

3 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、国と地方の役割分担に応じ、地方が担うべき事務と責任に見合う税源配分に見直すとともに、地域偏在性の小さい税目構成とするよう国に働きかけること
- (2) 固定資産税は、町村財政を支える基幹税であることから、国の経済対策や制度の根幹に関わる見直しはせず、引き続き安定確保に配慮するよう国に働きかけること
- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在町村における貴重な財源として、これに代わる恒久的かつ安定的な財源がないことから、現行制度を堅持するよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 自主財源に乏しい町村が多い中、自主的・主体的な地域づくり及び各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。公共施設等の老朽化対策や防災・減災対策、脱炭素社会の推進等取り組むべき課題が山積する中で、人口減少・少子高齢社会への的確な対応、更なる地方創生、デジタル社会の推進等を積極的に進めていくためには、税源の偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築により自主財源を拡充し、財政基盤を強化することが不可欠である。
- 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税目である。引き続き制度の根幹を揺るがす見直しや国の経済対策に用いることなく、税収が安定的に確保できるようにすることが求められる。
- ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源である。アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策等、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持することが求められる。

4 地方交付税制度の充実・堅持について

- (1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、「地方共有税」への組替えを行うよう国に働きかけること
- (2) 地方交付税の有する「財源調整機能」及び「財源保障機能」を堅持し、臨時財政対策債の撤廃や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うことにより、地方交付税総額の充実及び確保を図るよう国に働きかけること
- (3) 令和7年度以降の地方一般財源総額について、本年度の地方財政計画の水準を確保するよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 自治体間の税源が偏在する中、町村に一定の行政水準の確保を求める以上、地方の固有財源による地方交付税制度の財源保障及び財源調整の2つの機能を堅持し十分に発揮することが不可欠である。
- 町村が自主性・自立性を発揮した様々な施策を着実に実施するためには、継続的かつ安定した自主財源を確保することが求められ、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しが必要である。基準財政需要額の算定では、そもそも行政コストの差は人口や地理的条件等の歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コストの比較には馴染まない上、中山間地域では民間委託そのものが困難なところもあり町村の実態は様々である。
- 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、これに頼らず安定的な交付税総額を確保することが肝要であるため、引き続き発行額を縮減・抑制することが求められる。
- このような実態を踏まえ、人口減少・少子高齢社会に対応した地方創生の推進等、町村の行財政運営に支障をきたさないようにするため、従前からの措置と同様、令和7年度以降も地方一般財源総額を確保することが望まれる。

5 地方債の充実改善について

- (1) 地方債の所要総額を確保するとともに、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金等、長期・低利の公的資金を安定的に確保するよう国に働きかけること
- (2) 町村が計画的に公共施設等の適正管理及び地域の脱炭素化を推進していくため、引き続き必要な措置を講じるよう国に働きかけること
- (3) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障をきたすことなく必要な財源措置を講じるよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 資金調達能力が弱い町村にとって、防災・減災対策、公共施設等の適正管理・老朽化対策及び地域活性化への取組みを着実に進めていくためには、長期かつ低利の公的資金を安定的に確保するとともに、地方債の一層の充実と改善が望まれる。
- 公共施設等の適正管理の推進及び地域の脱炭素化に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債の期限が令和8年度、脱炭素推進事業債が令和7年度までとされているが、役場庁舎等の長寿命化及び公共施設・公営企業の脱炭素化を含め、今後も計画的かつ適切な取組みを行っていくためには、引き続き対象事業の拡充及び財政措置の強化を図ることが重要である。
- 将来における町村の健全な財政運営に向け、臨時財政対策債における元利償還については、その全額を地方交付税とは別に財源措置するとともに、国において後年度の財源措置を約束した地方債の元利償還に対する措置を確実に履行することが求められる。

6 町村におけるDX推進への支援について

- (1) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進するため、財政規模及び自主財源を考慮した財政支援を令和7年度以降も継続し、専門人材の確保・配置及び育成等、現場のニーズを踏まえた人的支援を充実するよう国に働きかけること
- (2) 情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に対し、町村の意見を踏まえた上で、状況に応じた必要な支援を講じるよう国に働きかけること
- (3) 県においてデジタル人材を確保し町村へ派遣する等「自治体 DX推進計画」の計画期間後も引き続き、町村におけるデジタル化推進の取組を支援すること

【現状と課題】

- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、利用者目線での行政サービスの向上、デジタル基盤環境の整備、教育・学習の振興、デジタル人材の育成・確保等が求められている。
- 町村は、デジタル技術を活用した地域課題の解決等に向け、自治体DX推進計画等に基づき行政運営の簡素化及び効率化を進めているが、自主財源に乏しい町村も多く、デジタルトランスフォーメーションを推進するためには、財政負担と人材確保が大きな課題であり、積極的かつ継続的な財政支援及び人的支援が不可欠である。
- 令和7年度末を目標とする20の基幹業務に係る情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムについては、移行困難な町村も含め進捗状況は様々であり、必要経費等に関する相談体制の充実等、円滑移行に向けた支援が求められる。
- 特に、デジタル人材の確保は、官民を問わず全国的な問題であり、外部登用や委嘱、職員リーダーの育成等に加え、広域行政の観点から県が人材を確保した上で町村に派遣する等の対応支援が必要である。

7 情報通信基盤の整備促進等について

- (1) 条件不利地域等において町村が整備する光ファイバ等への財政支援を継続し、維持・更新を含めた運営に対して支援するよう国に働きかけること
- (2) 不採算地域におけるブロードバンドサービスへの交付金制度を継続し、維持管理費に加え設備更新費用を交付対象に拡充するよう国に働きかけること
- (3) 不採算地域において事業者が整備する光ファイバ、携帯電話基地局等への財政支援を拡充するよう国に働きかけること
- (4) 町村が整備した光ファイバ網の災害復旧対策として、デジタル社会を支えるインフラ基盤の重要性から、道路等と同等の国庫補助及び地方財政措置とするよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 国は、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指し、行政サービスの向上、デジタル基盤環境の整備、教育・学習の振興等に係る重点計画を定めた。デジタル社会において、情報通信インフラやこれを活用するシステム等の情報通信基盤の整備は不可欠である。
- 条件不利地域を含めた全ての町村や社会的弱者を含む全ての住民がデジタル化に取り残されることなく、等しくサービスの向上を実感するためには、地域デジタル基盤の活用事業に加え、財源の乏しい町村財政や不採算地域の実情に配慮した財政的支援が必要となる。
- 不採算地域等における基盤整備では、事業者に対するブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度(交付金)を設備更新費も交付対象とし、公設(施設)設備の高度化や情報通信基盤の維持更新を補助対象にする等の財政措置の拡充が必要である。
- これまで町村が整備してきた光ファイバ網は、デジタル社会を支える重要なインフラである。被災時の復旧対応は補助金のみであり、道路と同様、法定の国庫補助事業にするとともに、元利償還金が交付税措置される災害復旧事業債の対象とする財政措置の拡充が必要である。

8 大規模災害への対応支援等について

- (1) 広域化・長期化・激甚化を見据えた噴火対策では、多岐にわたる法令・制度の運用や所管省庁の調整を図り、市町村が迅速かつ円滑に対応できるよう避難確保計画の作成等を含めた支援の継続について国に働きかけること
- (2) 個別避難計画及び各種ハザードマップの更新等には、多額の費用や長期の作成期間に加え、介護・福祉専門職等との連携を要するため、財政的・技術的支援を拡充するよう国に働きかけること
- (3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」事業を着実に実施する安定的かつ十分な財源を確保するとともに、対策期間終了後も継続的・安定的に取り組む積極的な対策を講じるよう国に働きかけること
- (4) 隣県との交通の確保や圏域間を結ぶ山間道路を計画的に整備できるように山間部の強靱化に必要な社会資本整備予算の配分について国に働きかけること
- (5) 大規模災害に伴う災害廃棄物の処理について、被災町村の負担を軽減する人的・広域支援の調整、適切な集積場所の選定・確保等災害廃棄物処理計画の円滑な運用について支援・協力すること

【現状と課題】

- 地震列島として急峻な山地や河川が多く災害を受けやすい我が国は、過去の大震災や台風・豪雨による風水害を教訓とし、防災・減災を強化する国土強靱化に取り組んでいる。四方を山に囲まれ急峻で脆弱な地形や地質の多い本県も同様であり、県防災会議の「地域防災計画」や富士山火山防災対策協議会の「富士山火山避難基本計画」に基づき、各種関係団体と連携した災害対策を進めている。
- 近年頻発する記録的豪雨や台風による浸水、土砂崩れ、交通インフラの遮断、懸念される大規模地震に備えた実効性のある避難計画、受援計画及びハザードマップの作成や更新、ライフラインの確保など地域住民の生命・身体・財産を守るため市町村が担う役割は多大である。

- 災害対策基本法に基づく防災計画体系のほか、地震対策特措法や土砂災害防止法等の個別法に基づく各種災害対策の計画事項は多い。町村が各種機関との連携・協力の下、迅速かつ円滑に対応できるよう関係法令や制度、実施すべき事項、住民等への経済的支援など被災前後における必要に応じた的確な対応支援と役割分担、総合防災情報システムを核とした各種システムとの情報連携等その体制整備が強く求められる。
- また、富士山噴火へ対応は、その性格上、広域化・長期化・激甚化を見据えた対策が必要であり、関連する法制や所管省庁の調整の下、町村が迅速かつ円滑に対応するためには、活動火山対策特別措置法で義務付けられている避難確保計画の作成等を含め、支援の継続が求められる。
- 令和7年度を目標とする高齢者や障害者を対象とする個別避難計画の作成には、要配慮者に応じた専門職等との連携を要し、頻発・激甚化する近年の自然災害に対応したハザードマップの更新では、水防・砂防の一体的な補助や各種システム間の情報連携による防災情報の反映等その財政的・技術的支援が望まれる。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は、当初予算での措置及び事業を着実に実施できる安定的で十分な財源確保を図るとともに、対策期間終了後も計画的に推進する積極的な対策として継続することが望まれる。特に、国土強靱化では、山間部の道路・トンネル等要整備事業として国土強靱化地域計画等に明記されているものであっても重点配分対象とならない箇所が多い。本県の実情に合った必要な社会資本整備として十分な予算配分が強く求められる。
- 災害廃棄物の処理は、罹災証明事務とともに被災した町村の大きな負担となる。相互支援協定に基づく広域支援の調整や適切な集積場所の選定・確保など各町村における処理計画の円滑な運用や効果的な見直しができるよう負担軽減に向けた支援と協力が望まれる。

9 過疎地域における医療の確保について

へき地等において総合的な医療を提供する医師を養成・確保するとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備を促進し安定的な運営を確保することにより、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進するよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 地域によっては医療施設までの距離が遠く、交通の便も悪いため十分な医療を受けにくいという課題がある。また、高齢化が進んでいく中で住民が安心して診療を受けることができるための医療提供体制の整備も必要となっており、医師の確保や地域に即した医療活動の展開・充実を図る必要がある。

10 こども・子育て支援の強化について

- (1) 次元の異なる少子化対策を実現する、こども未来戦略の「加速化プラン」の実施に当たっては、適切な役割分担のもと各種施策の実現に向けて財源を安定確保し、地方の負担が増大しないよう国に働きかけること
- (2) 現物給付方式による公費負担制度を確立するよう国に働きかけること
- (3) 山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の補助対象年齢を引き上げること

【現状と課題】

- 地域と社会全体で全ての子供・子育て世帯を対象にしたサービスを拡充し、次元の異なる少子化対策の実現に向け政策を強化する「こども未来戦略」が昨年12月に閣議決定された。3年間の集中取組期間の「加速化プラン」では、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念のもと、児童手当の拡充やこども医療費助成に係る国保減額調整の廃止等全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に取り組むこととしている。
- これらの政策を実現するためには、国と地方の適切な役割分担の下、地域間格差が生じることなく各自治体が安心して取り組むことのできる安定財源を確保することが不可欠である。医療費助成事業は概ね全ての自治体の実施しており、こども・子育て支援の強化には、現物給付方式による公費負担制度の確立が求められる。
- 乳幼児医療費助成事業は、県内の全町村が18歳までを対象に県の補助対象年齢に上乘せして実施し、県内居住であれば中学校を卒業する18歳まで医療費が助成される状況である。山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の対象は、通院で5歳未満、入院で未就学児と県と町村で差が出ており、県と町村が一体となり子育て支援を強化するためにも補助対象年齢の引上げが強く望まれる。

1 1 農業・農村振興の推進について

- (1) 農山村の維持・活性化を図る農村 RMO 形成推進事業を推進するため、必要な財源を確保するよう国に働きかけること
- (2) 中山間地域の振興を図る中山間地域等直接支払制度の次期対策として、小規模協定を機能させる仕組みや非農業者をはじめとする人材の参画、集落協定の連携・統合による広域化の推進など制度の見直しについて国に働きかけること
- (3) 鳥獣による農業及び農村の生活環境への被害を防止するため、緊急的な捕獲活動の実施や侵入防止柵の整備等に対し財政措置を拡充するよう国に働きかけること

【現状と課題】

- 町村内の協議会等による農地保全活動や農業を核とした経済活動と合わせ、生活支援等地域コミュニティを維持する取組に対し、国では農村 RMO モデル形成支援として交付金による支援を行っている。採択時の交付金決定額が所要額に見合わず、執行予算を確保し対応したが、事業実施町村の負担額を軽減するとともに、今後、本事業の採択を見込む自治体に対応するためにも必要な財源を確保することが求められる。
- 現在第5期の中山間地域等直接支払制度では、高齢化・担い手不足による農業人口の減少や交付金支給対象となる小規模集落協定数の減少といった影響が出ている。このため、本制度の継続に必要な非農業者をはじめとする人材の参画や集落協定の連携・統合による広域化の促進といった制度の新たな見直しが求められる。
- 直近(令和4年度)の鳥獣による農作物の被害額は、全国で155億円、本県で1.4億円を超え、農業を重点に置く農村では重大な影響が出るほか、家屋被害や人的被害の発生により住民生活にも大きな被害が出ている。このため、緊急的に行う鳥獣の捕獲や侵入防止を図る対策に必要な財政措置を拡充し、各地域の被害状況に応じた対策を強化することが求められる。

1 2 高速自動車国道の整備について

- (1) 中部横断自動車道の早期実現に向け、基本計画区間（北杜市～佐久穂町）の整備計画区間への早期格上げについて、国に働きかけること
- (2) 中央自動車道の整備及び利用の促進に向け、上野原 IC 以東の渋滞対策事業の早期完成について、国に働きかけること

【現状と課題】

- 中部横断自動車道の北杜市から長野県佐久穂町までの区間は、未だに基本計画区間となっており、整備計画区間への早期の格上げが求められる。
- 中央自動車道上野原 IC 以東では、慢性的な渋滞が発生し、特に上り線の小仏トンネル付近、下り線の相模湖付近の渋滞により、経済的・時間的損失が発生していることから、渋滞対策事業の早期完成が求められる。

1 3 学校給食の無償化について

公教育の無償化という観点から、全国一律での学校給食の無償化を実施するよう国に働きかけること

また、県は、全国一律での無償化が実施されるまでの間、町村が実施する学校給食の無償化について支援すること

【現状と課題】

- 児童生徒の食育は、学力・体力、そして、人間として成長していくための根本となるものであり、極めて重要な取組みである。このため、国は、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」において、学校給食の無償化の実施に向け、自治体の取組み、成果、課題等について実態調査を行うこととしている。
- 公教育の無償化という観点から、これら調査結果を踏まえた上で、給食の実施状況の違いや法整備の面も含めた課題を丁寧に整理し、具体的に効果的な方策のもと、全国一律での学校給食の無償化を実施することが求められる。
- 全国的に学校給食の無償化を実施している町村が増えつつあるが、現在、無償化を実施するに当たっては、高騰する材料費や燃料費による財政的負担が大きいため、全国一律での無償化が実施されるまでの間は、県による財政措置が望まれる。

1 4 教員の確保について

県費教員の加配措置及び町村単費教員の確保について具体的な措置を講じること

【現状と課題】

- 近年、教員の長時間勤務の問題等により、全国的に教員採用試験の倍率が低下し、教員不足が生じている。
- 町村において教員を確保することは大変困難なことであるが、特別な支援を要する児童・生徒が増加傾向にあることや、きめ細やかな教育を実施するため、町村では、単費で教員を任用し対応している。
- 今後も、教員数を確保しなければならない状況は続いていくため、県費教員の加配措置及び町村単費教員の任用に対する補助制度の創設等具体的な措置を講じることが求められる。